

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和5年2月13日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|--------------|---------------|---------|---------------------------------|---|-----------|
| 黒武工業（株） | 岩手県宮古市 | R4.2.16 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3 | 車両系荷役運搬機械を用いて作業を行わせる際に、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの | R4.2.16送検 |
| 浅喜造園 | 岩手県盛岡市 | R4.9.16 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条 | 高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの | R4.9.16送検 |
| （株）トータルシステム | 岩手県奥州市 | R4.9.16 | 労働基準法第101条 労働基準法第120条 | 労働基準監督官に虚偽の内容を記載した賃金台帳を提出したもの | R4.9.16送検 |
| （有）高橋塗装店 | 岩手県一関市 | R4.12.6 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条 | くさび緊結式足場における高さ2メートル以上の作業場所に足場用墜落防止設備を設けなかったもの | R4.12.6送検 |
| 湊運輸倉庫（株） | 岩手県盛岡市 | R4.12.8 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14 | 車両系荷役運搬機械を本来の用途以外の用途で使用させたもの | R4.12.8送検 |
| （株）プライム下館工務店 | 岩手県九戸郡 洋野町 | R5.2.13 | 労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4 | 車両系建設機械で地山の掘削作業を行う下請事業者に対し、適切な作業計画を定めるよう指導しなかったもの | R5.2.13送検 |
| （株）中村電工 | 岩手県二戸市 | R5.2.13 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条 | 車両系建設機械で地山の掘削作業を行う際に、地山の崩壊等による危険防止措置を講じていなかったもの | R5.2.13送検 |